

出生・死亡・死産・婚姻・離婚 の届出には**職業の記入**を

国勢調査実施年の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に
出生・死亡・死産があつて届け出られる方と、
この期間に婚姻・離婚を届け出られる方は、戸籍法等の規定により届書の
「職業（死亡は産業も）」欄にも
記入していただくことになっておりますので御協力ください。



厚生労働省・法務省